

◎新潟県告示第1013号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	2者	蓮潟家ノ前955番ほか6筆 0.8ha
新潟市	1者	北区濁川196番ほか11筆 0.7ha
阿賀町	1者	鹿瀬道海4801番1ほか15筆 0.7ha
長岡市	12者	新組町筒場2032番ほか65筆 7.4ha
十日町市	3者	上野乙153番1ほか26筆 2.1ha
糸魚川市	3者	谷根立岩1668番ほか35筆 3.2ha
佐渡市	2者	新穂舟下828番ほか18筆 2.4ha
合計	24者	183筆 17.1ha

2 申請年月日

平成29年8月30日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。